

平成 27 年

奈良市議会 4 月臨時会
提 出 議 案

奈 良 市

目 次

奈良市報告第 16 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 17 号	市長専決処分の報告について……………	3
奈良市議案第 57 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	5
〃 第 58 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	15
〃 第 59 号	奈良市介護保険条例の一部改正について……………	18
〃 第 60 号	工事請負契約の締結について……………	19
〃 第 61 号	工事請負契約の締結について……………	25
〃 第 62 号	工事請負契約の締結について……………	31
〃 第 63 号	工事請負契約の締結について……………	37
〃 第 64 号	工事請負契約の締結について……………	43

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年4月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年3月30日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年2月13日午前9時55分頃、奈良市都祁白石町地内において発生した、本市の消防ポンプ自動車相手方の普通自動車の後部バンパー等を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 301,280円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年4月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年4月9日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年11月17日午前9時30分頃、奈良市富雄元町一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方建物の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 32,400円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成27年4月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市税条例等の一部改正について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 奈良市税条例等の一部改正について

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第45条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第46条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第63条及び第65条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第159条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第24条の2の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条第3項の規定による申告書の提出（第29条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する

申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合

は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

10 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の2中「（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）及び第15条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第19条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第21条及び第22条を次のように改める。

第21条 削除

（軽自動車税の税率の特例）

第22条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受

けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第28条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条を附則第28条の9とする。

附則第28条の7の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第18項の条例で定める割合)

第28条の8 法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

附則第29条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第29条の2中「(平成21年法律第9号)附則第9条第1項」を「(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第30条(見出しを含む。)及び第32条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第33条中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第35条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中奈良市税条例附則第21条及び第22条の改正規定を次のように改める。

附則第22条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初

めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第90条の改正規定」を「第90条第2号の改正規定（同号アに係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「第47条の3第1項及び」を「第47条の3第1項並びに第90条第1号、第2号（同号アに係る部分に限る。）、第3号及び第4号の改正規定並びに」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第90条」を「第90条第2号（アを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第90条第1号、第2号ア、第3号及び第4号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第22条」を「附則第22条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中奈良市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従

前の例による。

- 2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第22条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第28条の8の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第

15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成27年4月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市国民健康保険条例の一部改正について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第8条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、附則第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第10項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第11項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を附則第10項とし、附則中第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、第14項を第13項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年4月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,600円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

（提案理由）

低所得の高齢者に係る介護保険料の軽減措置を強化するため、所要の改正を行おうとするものである。